

仕様書

AI・ロボット部

1. 件名

生成 AI 開発加速に向けたデータ・生成 AI の利活用に係る調査

2. 目的

生成 AI は、従来の AI では不可能だった、様々な創造的な作業を人間に代わって行える可能性があることから、産業活動・国民生活に大きなインパクトを与えると考えられており、ポスト 5G 時代のキラーアプリケーションとしても位置づけられる。

生成 AI の利活用においては、生成 AI 開発に重要な良質なデータが十分に存在していない、著作権やプライバシーの課題などにより、データを保有する企業等（以下、データホルダー）と AI 開発者との連携が進まない、自身の業務が代替されるといった不安感がある、といった課題がある。

生成 AI の開発に重要な「データ」については、そもそもデータが整備されていないことや、組織内でサイロ化しているなどの課題が存在し、生成 AI の開発・利活用に不可欠なデータの利活用が進んでいない状況がある。こうした状況を解消するためにも、データ基盤にあるデータが多数の生成 AI 開発者に使われ、その過程でフィードバック等がなされ、さらにデータ基盤が質的・量的にリッチになっていくという、「データエコシステム」の構築が急務となっている。

また、生成 AI の利活用を推進する上では、データ権利侵害や機密情報の漏洩・悪用といったリスクや、生成 AI による雇用代替が進むといった業界全体の懸念を低減するとともに、生成 AI の利活用によって新たなビジネス機会を創出できることを示すことが重要である。

こうした観点から、本調査事業では、生成 AI の利活用に向けた課題の解決に向けて、横展開の観点も踏まえつつ、その解決手法の仮説とその実証を通じて調査を行う。具体的には、データエコシステム構築に向けた先進事例に関する実証調査と、生成 AI 利活用におけるリスク低減と機会創出の先進事例に関する実証調査について、それぞれ分けて募集する。

3. 内容

3. 1 調査類型 1：データエコシステム構築に向けた先進事例に関する実証調査

多数の生成 AI 開発者等がデータを活用し、そのデータに対してフィードバックがされる等により、データ基盤が質的・量的にさらにリッチになっていく、「データエコシステム」の構築に向けた先進事例を調査する。具体的には、一定の分野のデータエコシステム構築

に向けた課題を明らかにし、その解決手法の仮説を立てた上で、解決に向けた実証を行い、その有効性を調査する。

「データエコシステム」とは、以下①～④の条件を満たすものとする。

- ① 新たに構築するデータ、又は、データホルダーが保有するデータを収集・蓄積すること。
- ② 収集・蓄積するデータの互換性や品質、権利問題などを解決し、利用者にとって使いやすいものとする。なお、「協調的なデータ利活用に向けたデータマネジメント・フレームワーク」を参照すること。
- ③ データ利用条件を明文化し、その条件を満たす利用者に対して公平に提供すること。利用者の種別に応じて提供するデータを制約しないこと（本利用条件は、審査対象となるとともに、採択後、経済産業省・NEDO の承認を取る必要がある点に留意すること）。そのデータ利用条件では、過去の実績を含め、日本の法令や国際的に受け入れられた基準等を遵守していない、又はサイバーセキュリティの確保について外国の法的環境等により影響を受ける者（以下、国際基準不遵守等事業者）に対するデータの提供は行わないこととする。
- ④ データ利用者から利用後に習得されるデータ等のフィードバックを受けるほか、データ提供者が増える道筋があるなどにより、収集・蓄積されるデータの量的・質的な拡大につながる蓋然性の高さが認められること。

なお、必ずしも委託事業期間中に③の「条件を満たす利用者に対して公平に提供すること」及び④の「収集・蓄積されるデータの量的・質的な拡大」を実施する必要はないが、データの量的・質的な拡大につながる蓋然性を更に高めるための、データの利活用やフィードバック等の実証をすることが望ましい。

3. 1. 1 データ管理者の条件

データの保管や提供を実施する者（以下、データ管理者）は、委託事業期間終了以降もデータの保管や提供にかかる経費を継続的に支出できる事業者であること（委託事業期間終了後の保管費用を NEDO から支出することはできないことに留意すること）。また、データの提供に関しては、3. 1 の③で明文化したデータ利用条件を原則維持すること。なお、委託事業期間終了後、データ管理者を国際基準不遵守等事業者に変更しないこと。

3. 2 調査類型 2：生成 A I 利活用におけるリスク低減と機会創出の先進事例に関する実証調査

生成 A I の利活用に向けた課題として、雇用の喪失やデータの権利侵害といったリスク・懸念が挙げられる。こうしたリスク・懸念を低減させるとともに、生成 A I の利活用

が機会を創出することを示す先進的な事例を創出し、「型」として広く横展開していく。具体的には、生成AI利活用においてボトルネックとなるリスク・懸念を明らかにし、その解決手法の仮説を立てた上で、解決に向けた実証を行い、その有効性を調査する。また、実証の中で出た課題や検討事項、その対応策についても、横展開の観点も踏まえつつ調査する。

(リスク・懸念の例)

- ・ 誤った情報を生成する等により信用喪失や損害が生じるリスク
- ・ 学習データの不適切な利用や、生成コンテンツが著作権等を侵害するリスク
- ・ 営業秘密、機密情報、個人情報等が漏洩・悪用されるリスク
- ・ 非定型業務を含む広範なタスクの自動化による雇用代替が進む懸念

など

4. 調査期間※

調査にかかる委託期間は、NEDOが指定する日から1年以内とする。※1年を超える調査期間の必要性がNEDOの組織する採択審査委員会等の外部有識者委員による評価で認められた場合に限り、調査期間を最長2027年3月末まで延長することができるものとする。1年を超える調査期間を希望する際には、提案書に期間とその調査期間が必要である特別な理由を明記すること。

国際的に生成AIの開発・利活用が急速に進展していることも踏まえつつ、実施内容やその性質に鑑み、最適な期間を提案すること。実施内容・性質とその期間は評価の対象とする。

5. 予算規模※

調査類型1：1件あたり15億円以内

調査類型2：1件あたり5億円以内

今回の公募による採択額は調査類型1・2の合計で、90億円以内

※調査範囲が広範で、それらを一体不可分に調査する必要性がNEDOの組織する採択審査委員会等の外部有識者委員による評価で認められた場合に限り、調査類型1については1件あたり20億円、調査類型2については1件あたり9億円まで予算上限を引き上げることができるものとする。上限額（調査類型1については1件あたり15億円、調査類型2については1件あたり5億円）を超えて申請する場合には、提案書に予算額とその予算額が必要である特別な理由を明記すること。

6. 報告書

提出期限：事業終了時には調査報告書を所定の期日までに提出。調査報告書では、本調査

で発生した事項や過程（課題や対応の方向性を含む）についても、詳細に記載すること。

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出。

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

8. その他

本テーマの実施にあたっては、NEDOの採択する、実証・調査やその成果普及の支援等を一元的かつ効率的に行う者（成果普及等支援者）と連携すること。

ステークホルダーに対して、ヒアリングを広く実施した上で提案すること。

生成AIの利活用やそのために必要な高度化に向けて、良質なデータの確保が急務である点を踏まえ、調査類型1は、調査類型2に比べて、仕様を満たしていることに対して加点を行う。

なお、実施事項の内容や進め方及び本仕様書に定めなき事項等については、経済産業省やNEDO、成果普及等支援者と実施事業者が協議の上で決定するものとする。応募にあたっては、各分野に精通する専門性を持った企業等と可能な限り連携する形で、提案すること。